

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付す。

本業務は、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）を共通化できる2件の業務を対象に、一括して公告し、審査を実施する一括審査方式の試行対象業務である。
令和8年8月27日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 深和 岳人
(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 ①秋月（8）測量等調査

②下関（8）宿舎測量調査

(2) 履行場所 ①広島県江田島市

②山口県下関市

(3) 業務内容 本業務は、以下を行う業務である。

①・現地測量 17,500m²

・既設構造物調査 17,500m²

・CBR試験 3箇所

②・現地測量 約2,100m²

・既設構造物調査 約2,100m²

(4) 履行期間 ①契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

②契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

(5) 一括審査方式

ア 本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の業務を別々に案件登録することから、複数の業務に参加を希望する場合、参加を希望する業務ごとに一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要である。ただし、技術資料については、参加を希望するいずれか1件の業務等に添付すること。

イ 複数の業務の受注を希望する場合、申請書に受注希望件数を記載すること。なお、希望受注件数の記載がない場合、1件のみの受注希望とみなす。

ウ 本入札公告における業務を落札し、配置予定技術者がいなくなった場合及び受注希望件数に達した場合、以降の入札を無効にする。

エ 契約担当官等は、申請書の提出期限後、申請者数が2件に満たない場合、入札不成立となるおそれが極めて高いと判断するときは、2件全ての入札を取り止めることがある。

(6) 第三者履行確認の義務付け

本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを試行する対象業務である。

(7) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(8) その他

ア 本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。

ただし、電子入札システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができる。

イ 本業務は、契約の一連の手続きを電子契約システムにより行う対象業務である。

ただし、電子契約システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量業務」に係る「B」又は「A」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次に示す同種業務について、元請けとして、平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務の実績を有すること。

・同種業務：測量調査業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなす。

(5) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者としての登録を有すること。

(6) 次の基準を全て満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件を全て満たす者であること。

(ア) 次の資格を有すること。

測量士

(イ) 平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、元請けとして、次に示す同種業務の経験を有すること。

・同種業務：測量調査業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなす。

- (ウ) 入札公告日の時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ20件未満であること。なお、入札公告日の時点の手持ち業務に中国四国防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づき作成した基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、別表の⑤までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、本業務を含まず、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の履行期間を含む年度に係る金額とする。

- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

イ 削除

- (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までに、中国四国防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (9) 中国四国防衛局が発注した本業務と同一業種業務のうち、令和6年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。
- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

- (12) 中国四国防衛局の管轄区域内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県）に、防衛省競争参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求めら

れた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 7 階

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第 2 係

TEL : 082-223-7233

E-mail : keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 別表の①のとおり。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

- ・文書類 : PDF

- ・申請書類 : Excel

なお、標記以外の形式による提供は行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、上記(1)へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出する。なお、この対応により被った不利益や損害については補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期間等

ア 提出期間 別表の②のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が 10MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合、(1) に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期間等

ア 提出期間 別表の③のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合、(1) に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表の④のとおり。

イ 場所

(ア) 電子入札システムによる場合

中国四国防衛局総務部契約課事務室（広島合同庁舎 4 号館 7 階）

(イ) 紙入札方式による場合

中国四国防衛局会議室（広島合同庁舎 4 号館 7 階）

4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国四国防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札

エ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、価格が最も優位な者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、価格が最も優位な者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、入札価格が同じ者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ 落札決定は以下の順番で行うことを基本とするが、開札の状況によっては、順番が前後することもある。

①秋月（8）測量等調査

②下関（8）宿舎測量調査

(6) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の規

定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。詳細については、別冊「予決令第86条の調査について」による。

(7) 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者とは契約を行わない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本公告に係る詳細については、入札説明書による。

【秋月（８）測量等調査外１件 入札公告 日程表】

別表

①	入札説明書等の交付期間	入札公告日から 令和８年11月４日までの 午前９時から午後６時まで (行政機関の休日を除く)
②	申請書及び技術資料の提出期間	入札公告日から 令和８年９月11日までの 午前９時から午後６時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
③	入札書の提出期間	令和８年10月21日から 令和８年10月23日までの 午前９時から午後６時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
④	開札の日時	①令和８年11月５日 午後１時30分 ②令和８年11月５日 午後３時30分
⑤	履行開始予定日	令和８年11月17日

(紙入札方式の場合は、各期間の午前９時から午後５時まで(正午から午後１時までの間を除く)。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和６３年法律第９１号)第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。)